

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年11月28日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	岩国市 (35208)
地域名 (地域内農業集落名)	由宇地域 (西区、笠塚、峯清、横道、中倉、小槇、寺迫、清水、中村、山崎、正南、上北、北上北、北区、港町、有家)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	201.5 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	200.7 ha
② 田の面積	130.9 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	35.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	15.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は水稻やレンコンをはじめ由宇とまと、いちごの施設園芸野菜の栽培を行っている。農家の高齢化が進み、遊休農地が増加している。また、小規模な農地が多く、鳥獣害の被害が多い。中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金制度を積極的に活用しているが、担い手不足に伴い維持管理の負担が増えつつあることから、今後の地域農業を担う新規就農者等の確保及び育成が課題となっている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後も水稻生産を基本としつつ、由宇とまとを地域の特産作物として位置づけ、産地化に向け取り組みを進める。また、多面的機能支払交付金や中山間直接支払交付金を活用し水稻の生産を継続する。由宇とまと、いちごは施設栽培において環境モニタリングと環境制御装置を組み合わせたスマート農業技術の導入による一部作業の自動化やデータを活用した栽培管理により省力化と生産性の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

意欲ある担い手に農用地の集積、集約化を図るため、基盤整備などにより耕作条件の改善を目指す。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	1.9 %	将来の目標とする集積率	1.9 %
--------	-------	-------------	-------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

新規就農者や地域内外の農業者の確保を図り、JAや農地中間管理機構とも連携しながら集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組

西区・寄せ清・横道・中村・山崎・上北・北上北集落の農地利用については、農地中間管理機構などを活用し、認定農業者や農業法人が中心となって農地の集積に努め、併せて複数集落を営農範囲とする集落営農組織を立ち上げ将来の農地の集約化を目指す。笠塚・中倉集落の農地については、棚田が多く農地の集積は難しいので、可能な限り集落単位で協力し農地の保全に努める。小槻・寺迫・清水・正南・有家集落の農地については、農地の荒廃化が進んでいるが、引き続き耕作可能な農地の保全に努めていく。港町集落の農地については、宅地化が進み農地の集積は難しいので、引き続き耕作可能な農地の保全に努める。

(2)農地中間管理機構の活用方法

これまで農地中間管理機構の活用により、担い手の農地集積を行ってきた。今後も地域内の農地の集積・集約化にあたっては、所有者の意向を踏まえた上で農地中間管理事業の活用を図る。

(3)基盤整備事業への取組

担い手のニーズを踏まえ、地権者との調整が済んだ農地については、順次基盤整備を実施する。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組

行政やJAと連携し、新規就農者や地域外の農業者を積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。また、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金事業に取り組んでいる地域については、今後も地域全体で継続して取組み、優良農地を次の世代へと引き継いでいくよう維持管理を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

農作業の効率化・省力化にあたっては、農業支援サービス事業者等の活用について検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①鳥獣害防止対策事業補助金を活用した電気柵等の設置により、圃場への有害鳥獣の侵入防止を図る。また猟友会と連携し、被害状況の確認や捕獲体制の構築に取り組む。
- ③施設園芸作物におけるスマート農業技術の導入を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農用地、農道及び水路等の施設の適切な保全管理を行う。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
利用者		水稻	2.7 ha	- ha	水稻	2.7 ha	- ha		西区
認農		水稻	0.9 ha	- ha	水稻	0.9 ha	- ha		寄せ清
利用者		水稻	0.4 ha	- ha	水稻	0.4 ha	- ha		横道
利用者		水稻	1.5 ha	- ha	水稻	1.5 ha	- ha		横道
利用者		水稻	0.6 ha	- ha	水稻	0.6 ha	- ha		横道
利用者		水稻、野菜	2 ha	- ha	水稻、野菜	2 ha	- ha		とまと、中村
認農		野菜	0.3 ha	- ha	野菜	0.3 ha	- ha		いちご、港町
認農		野菜	0.6 ha	- ha	野菜	0.6 ha	- ha		とまと、正南
認農		野菜	0.3 ha	- ha	野菜	0.3 ha	- ha		とまと、山崎
認農		野菜	0.3 ha	- ha	野菜	0.3 ha	- ha		とまと、山崎
認農		水稻、野菜	1.4 ha	- ha	水稻、野菜	1.4 ha	- ha		とまと、横道
利用者		水稻	1.1 ha	- ha	水稻	1.1 ha	- ha		山崎
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	12経営体		12.1 ha	0 ha		12.1 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり) ※地域計画の対象農地は、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を基本とするが、作図の都合上、十分に表現できていない場合がある。

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。